

# 上場前の公募等に係る委託販売団組成事務処理要領

2012年6月

証券会員制法人 福岡証券取引所

## 上場前の公募等に係る委託販売団組成事務処理要領

証券会員制法人福岡証券取引所（以下「本所」という。）は、委託販売に係る事務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき、契約書第2条第1号から第6号までに掲げる事務について、次のとおり処理するものとする。

### 1. 「委託販売団参加申込書」の送付事務

#### (1) 「委託販売団の組成の要領に関する通知書」の受付

- a 委託販売団組成事務の委託の通知日（契約書第5条の通知日をいう。以下単に「通知日」という。）後8営業日目の日以降の日を「委託販売団参加申込書」の受付日（以下単に「受付日」という。）とする「委託販売団の組成の要領に関する通知書」を受け付ける。
- b 通知日後7営業日目の日以前の日を受付日とする「委託販売団の組成の要領に関する通知書」が送付された場合には、当該委託販売団組成事務の委託者である金融商品取引業者（以下「委託者である金融商品取引業者」という。）に受付日の変更を要請し、当該要請に基づく変更後の「委託販売団の組成の要領に関する通知書」を受け付ける。

#### (2) 「委託販売団参加申込書」等の送付

通知日後5営業日目の日に、契約書第2条第1号に規定する金融商品取引業者（以下単に「金融商品取引業者」という。）に対し、次に掲げる書面をファクシミリ等により送付する。この場合の送付先は、本所にあらかじめ登録された連絡先とする。（以下本所が金融商品取引業者に対して書面を送付する場合の取扱いにつき同じ。）

- a 「上場前の公募等に係る委託販売団への参加に関する申込みの通知書」（「委託販売団の組成の要領に関する通知書」の別添の写しを含む。）
- b 「委託販売団参加申込書」

#### (3) 「委託販売団の組成の要領に関する通知書」の変更

前（2）の規定に基づく送付を行った後に変更後の「委託販売団の組成の要領に関する通知書」を受け付けた場合には、速やかに当該変更後の「委託販売団の組成の要領に関する通知書」の別添の写しを金融商品取引業者に送付する。

### 2. 申込みの受付事務

#### (1) 申込みの受付日時

受付日の午前8時00分から午前10時00分までとする。

#### (2) 申込みの受付方法

- a 金融商品取引業者からの申込みの受付は、原則としてファクシミリにより「委託販売団参加申込書」を受信する方法による。この場合の受付時刻は、本所ファクシミリにおける受信時刻とする。

b 前 a の規定にかかわらず、本所において「委託販売団参加申込書」の交付を受ける方法によることを妨げない。この場合において、受付時刻は、本所における交付を受けた時刻とする。

c 「委託販売団参加申込書」の受信番号又は提出先は、次のとおりとする。

(a) 本所ファクシミリの受信番号

092-713-1540

(b) 交付受付場所

〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部 上場担当

(電話番号：092-751-4723)

### (3) 受け付けない申込み

次の a から f までの一に該当する「委託販売団参加申込書」による申込みは、受け付けないものとする。

a 委託者である金融商品取引業者が付した条件又は制約に明らかに反している申込み

b 当該銘柄について元引受契約を締結している金融商品取引業者及びこの事務委託に係る委託販売団以外で募集又は売出しの取扱いをする金融商品取引業者（予定会社を含む。）の申込み

c 申込株式数が1単元の株式数の整数倍でないもの

d 記載内容が不明瞭又は判読不可能なもの

e 訂正した個所に訂正印のないもの

f 不完全又は不相当と認められるもの

### (4) 申込みの変更又は取消し

「委託販売団参加申込書」の受付後に行う申込み内容の変更又は取消しについては、受け付けないものとする。

## 3. 金融商品取引業者の申込みに対する委託販売に係る株式の割当事務

### (1) 割当日

受付日に割当てを行う。

### (2) 割当金融商品取引業者の決定等

委託販売に係る株式について割り当てる金融商品取引業者及びその割当株式数は、受け付けた「委託販売団参加申込書」により申し込まれた株式の総数に基づき、次の a 又は b により決定した金融商品取引業者及び割当株式数とする。

a 受け付けた「委託販売団参加申込書」により申し込まれた株式の総数が、委託販売に係る株式数を超えない場合

申込みを行ったすべての金融商品取引業者に、各金融商品取引業者の申込株式数に相当す

る株式数を割り当てる。

- b 受け付けた「委託販売団参加申込書」により申し込まれた株式の総数が、委託販売に係る株式数を超える場合

申込みを行った金融商品取引業者すべてに乱数番号を付番し、小さい乱数番号を付された金融商品取引業者から順次委託販売に係る株式数に達するまで、各金融商品取引業者の申込株式数に相当する株式数（委託販売に係る株式数の割り当てを受けることのできる金融商品取引業者のうち乱数番号の最も大きい金融商品取引業者については、委託販売に係る株式数から当該金融商品取引業者よりも乱数番号が小さい金融商品取引業者に割り当てた株式数を控除した株式数）を割り当てる。

#### 4. 申込みの結果についての通知事務

##### (1) 通知日時

受付日の午後2時00分から午後3時30分までの間に、申込みを行った金融商品取引業者に対して申込みの結果を通知するものとする。

##### (2) 通知方法等

金融商品取引業者の申込株式数及び割当株式数の記載された「割当て株式の抽選結果について」をファクシミリ等により送付する。

#### 5. 委託者である金融商品取引業者への通知義務

金融商品取引業者の申込みの結果について明らかになった場合には、直ちに委託者である金融商品取引業者に次に掲げる書面を送付又は交付することをもって、通知するものとする。

- (1) 受け付けたすべての「委託販売団参加申込書」
- (2) 「割当て抽選結果について」
- (3) 「割当結果一覧表」

#### 6. 委託販売団組成事務の取扱いを中止する場合の取扱い

委託販売団組成事務の取扱いを中止する場合には、速やかに金融商品取引業者に対し、ファクシミリ等によりその旨の通知を行う。

#### 7. 事務取扱いに障害が生じた場合の取扱い

本所は、委託事務の取扱中に障害が発生し、事務を円滑に取り扱うことができないこととなった場合には、委託者である金融商品取引業者との協議により対応を決定する。

以 上